

基本目標Ⅳ

時代を拓く新たな都市経営

重点目標 1

信頼と協働の
都市経営を目指して

個別目標 1 協働による都市経営

192

個別目標 2 市民の目線による都市経営

194

重点目標 2

自立と連携の
自治体を目指して

個別目標 1 地方主権の確立と国・県との連携

196

個別目標 2 関係自治体との連携

198

重点目標 3

持続可能な
行財政運営を目指して

個別目標 1 行政改革の推進

200

個別目標 2 財政運営の健全化

202

施策の大綱 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○～基本構想より～

地方分権時代において、自治体としての自立と自己責任による都市経営が求められるとともに、市政の運営を担う行政には、将来にわたって永続的に市民から信頼され、その負託に応えていくという大きな責務が課せられています。

このため、行政改革大綱に基づき、「新しい公共」の形成を理念として、持続可能な財政基盤を確立するとともに、徹底した行政改革を推進することにより、市民や地域の力が最大限に発揮できる新しい形の都市経営を進めます。

また、真の地方主権の確立に向けた権限の移譲を求め、国・県との対等な関係を構築するとともに、近隣市町との連携のもと広域的な行政課題の解決に取り組んでいきます。

重点目標1 信頼と協働の都市経営を目指して

これからのまちづくりには、市民や団体、企業など多様な主体と議会や行政とが、お互いの役割と特性を認識しながら、課題の解決や目標の実現に向けて、都市の共同経営者として、対等な関係で取り組んでいくことが求められています。

市民と行政との垣根を取り払い、まちづくりの理念や目的を共有できるよう、これまで以上に情報の公開や提供を推進することにより、公正で透明性の高い行政運営を確立するとともに、市民が主体的に市政に参画できる開かれた市政を実現します。

また、高度化・複雑化する市民ニーズや分野横断的な課題に即応していくため、常に市民の目線に立った施策や事業の展開と市民サービスの向上を図ることにより、市民に心から信頼され支持される市民本位で質の高い行政運営を確立します。

重点目標2 自立と連携の自治体を目指して

地方分権一括法の施行により、国と地方の関係は一新され、国や県と市町村とが対等の立場で、ともに協力して公益を実現していく時代となり、住民に最も身近な自治体である市町村の役割はますます重要となっています。

こうした中、自主的かつ主体的な政策を企画立案するとともに、国や県に対して本市の政策や取り組みへの協力を要請するなど、「対等協力」を基調として、これまで以上に国・県との連携を密にしながら効果的な事業展開を図ります。

また、防災やごみ処理、都市基盤整備など、広域連携による共同事務の推進を図るとともに、自然環境の保全や地域特性を活かしたまちづくりなど、まちづくりの課題や理念を共有する全国の自治体等との協調と連携のもと、先導的な取り組みを展開します。

重点目標3 持続可能な行財政運営を目指して

厳しい財政状況や様々な制度改革の中で、地方自治体は、分権型社会における新たな都市経営を確立し、絶え間なく変化する社会や行政ニーズに効率的・効果的に即応していくことが求められています。

民間の経営感覚や発想を取り入れながら、財政運営の健全化、行政体制の効率化など、簡素で効率的な行財政運営に努めるとともに、行政評価システム等の構築により、PDCAサイクルの視点から常に評価・検証と改善を進め、成果指向型の都市経営を目指します。

また、選択と集中の観点から、限られた財源や資源の有効活用を基本とした行財政運営を進めることにより、将来を展望できる持続可能な都市経営を確立します。

重点目標1 信頼と協働の都市経営を目指して

個別目標1 協働による都市経営

基本方針

市民と行政や議会との協働によるまちづくりの実現に向けて、市政の様々な場面で市民の参加と参画機会を十分に提供するとともに、市民と行政や議会との適切な役割分担のもと、相互の信頼関係の構築に努めます。

10年後のまちの姿

- 市政の様々な場面において市民との協働型のまちづくりが進んでいます。
- 市民一人ひとりが、市政や議会に関心を持ち、相互の信頼関係が築かれています。

現状と課題

地方分権が進展していく中で、地方公共団体が自らの責任と選択のもとに、自主・自立のまちづくりを進めていくことがますます重要になっています。

こうした分権型社会を創出していくためには、まちづくりの手法をこれまでの行政主導型のまちづくりから、市民や地域と行政との協働のまちづくりへと転換し、大きく変化していく社会経済環境や多様化・高度化している市民ニーズに的確に対応できる「新しい公共」の形成が求められています。

これまで本市では、各種審議会等への市民参

画や計画策定における市民組織の活用など、市民参加のまちづくりを推進してきましたが、今後は、市民がまちづくりの主役として活躍していくためには、市政全般における市民参加をさらに促進するとともに、市民の意向を市政運営に的確に反映できる仕組みを構築していく必要があります。

また、協働による都市経営を実現していくためには、市民と行政や議会がそれぞれの果たすべき役割と責任を自覚するとともに、相互の信頼関係をより強固なものとしていく必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①市民の市政に対する関心度	72.7%	75.0%	80.0%
②委員を公募している委員会の割合 (H18. 4. 1)	5.1%	10.0%	20.0%
③議会の傍聴者の数 (年間)	179人	230人	250人

※指標① 市民アンケート調査

施策展開の方向

協働による都市経営

- ◇市民参画機会の充実と協働の推進
- ◇市民と議会・行政との信頼関係の構築

(1) 市民参画機会の充実と協働の推進

各種審議会等への公募委員の拡充を図るとともに、パブリックコメント制度や市民参加によるワークショップ等の展開により、協働型のまちづくりを推進します。

また、団塊の世代が職域から地域へと、その活動の場を移していく中で、高度で専門的な知識や技能を有する人々の主体的なまちづくりへの参画を促進します。

(2) 市民と議会・行政との信頼関係の構築

議会制民主主義の中で、予算や政策の審議の場である議会における議論の状況を市民に適切に伝え、市民と議会や行政との信頼関係に基づくまちづくりを推進していくため、議会の傍聴を促進するとともに、ケーブルテレビでの議会中継や議会報の充実により、市民の議会への関心を高めます。さらに、インターネットによる議会中継の可能性を検討するなど、議会情報の提供手法の充実を進めます。

また、住民主権の根幹である選挙の投票率の向上に向けて、政治や議会に対する市民の関心を高めるとともに、投票しやすい環境の整備を進めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
パブリックコメント制度の実施							企画情報課 関係各課
各種審議会等への公募の拡大							関係各課
議会への関心の向上							議会事務局
インターネットによる議会中継		調査・研究					議会事務局 企画情報課
投票率の向上							選挙管理委員会



重点目標1 信頼と協働の都市経営を目指して

個別目標2 市民の目線による都市経営

基本方針

市民に対する情報公開や広報・広聴制度の充実により、市民への的確かつ正確な情報の提供と市民意識の把握に努めることにより、市民と行政との双方向による情報と意識の共有化を推進します。

また、市民の目線に立った施策の展開や総合行政の推進、さらには、ICTを活用した事務処理の迅速化等により、市民満足度の高い市民本位のサービスを提供します。

10年後のまちの姿

- 市民への情報の公開と提供が進み、市民の意見が的確に市政に反映されています。
- 市民の目線による市政運営が行われ、市民本位のサービスが提供されています。

現状と課題

地方自治体における行政運営は、社会経済情勢の変化に的確に対応していくことが求められており、山積する諸課題に対して、自己の責任において的確に政策を立案・実行していくためには、地域の現状や特性を踏まえるとともに、市民福祉の向上を最優先としながら、市民ニーズに基づく市民の目線から総合的な政策判断を行うことが重要です。

本市では、市広報やホームページ等により、市民への積極的な情報提供を進めるとともに、情報提供コーナーなどを通じた各種の行政資料などの

公開、さらには、市政全般に関する出前講座などを進めてきましたが、市民参加を進めていくためにも、今後、より一層の情報提供と情報公開を進める必要があります。

また、市民ニーズに基づく施策展開とサービスの向上に向けて、市民アンケートやまちづくり対話集会の開催など、様々な機会を捉えた広聴活動の展開による市民意識の把握を進めてきましたが、今後とも、適正な市民意識の把握に努め、市民の目線に立った各種施策や市民主体のサービス提供に取り組んでいく必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①市ホームページのアクセス件数（年間）	248,742件	300,000件	400,000件
②「市政への市民参加の推進」に関する満足度	11.9%	15.0%	30.0%
③「市民意見のまちづくりへの反映」に関する満足度	28.2%	35.0%	40.0%
④「情報提供や情報公開」に関する満足度	20.4%	25.0%	30.0%

※指標②③④ 市民アンケート調査

施策展開の方向

市民の目線による都市経営

- ◇広報・広聴活動の充実
- ◇情報公開の推進
- ◇市民本位のサービス提供

(1) 広報・広聴活動の充実

市政に関する様々な情報を的確に提供するため、「広報ひかり」の充実やホームページのリニューアルなど、市民への積極的な広報活動を展開するとともに、「出前講座」による詳細な市政情報の提供を進めます。さらに、重要な政策などを迅速かつ正確に提供していくため、予算発表や市長の定例庁内放送などのインターネットによる即時の動画配信の可能性について検討を進めます。

また、市民アンケートの定期的な実施による市民意識の把握に加えて、「まちづくり対話集会」や「市民ふれあいトーク」、さらには、「まちづくりコメント」など、あらゆる機会を通じた広聴活動の充実に努めるとともに、市民の意見を、よりきめ細やかに市政に反映するため、ICTを活用した（仮称）市政モニター制度の導入を検討します。

(2) 情報公開の推進

市政に関する市民の理解と信頼を深め、公正で開かれた市政運営を進めるため、個人情報の保護に配慮しながら、情報公開制度の周知と活用にも努め、総合的な情報公開を推進し、市政運営の透明性を確保します。

また、情報提供コーナーなどの充実を図ることにより、積極的な情報の提供に努めます。

(3) 市民本位のサービス提供

市民の様々なニーズや社会経済情勢の変化に対応できるよう、多様なサービスの提供や総合行政への取組みによるワンストップサービスの実現など、市民が利用しやすい利便性の高いサービス提供体制の確立を目指します。

また、迅速かつ総合的な行政サービスを展開するため、ICTの活用と充実による市民サービスの向上に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
総合的な広聴活動の推進							秘書広報課
インターネットによる動画配信				検討			秘書広報課 企画情報課
（仮称）市政モニター制度の導入	検討						秘書広報課 企画情報課
ホームページの再構築	検討						企画情報課
市民アンケートの定期的な実施							企画情報課 秘書広報課
ワンストップサービスの推進							関係各課

重点目標2 自立と連携の自治体を目指して

個別目標1 地方主権の確立と国・県との連携

基本方針

地方提案型の制度の積極的な検討や国・県に対する主体的な提案を進めるとともに、国や県とのタイアップによる施策の推進に努めます。

また、新たな分権改革等に関する検討が進む中、行財政能力の強化と向上を図るとともに、住民に最も身近な自治体として、分権改革に対する積極的な議論を展開します。

10年後のまちの姿

- 地方主権の進展によって、地域や市民主体の自主的なまちづくりが進んでいます。
- 提言し行動する都市として、国や県の政策に関して、積極的な提案を行っています。
- 国や県との連携による独自の施策や事業が展開されています。

現状と課題

地方分権の推進により、国から地方へ様々な権限が移譲され、三位一体の改革などにより地方財政のあり方が見直されるとともに、道州制など中央集権システムの見直しにより、地方に関することは、地方の責任と判断の下に決めていくことが求められています。

こうした地方分権の流れの中で、補助金に代表される画一的な地方行財政システムの見直しなど、国と地方の関係は大きな転換期を迎え、「構造改革特区」や「地域再生」、さらには、「頑張る地方応援プログラム」など、各地域の活力を活性化する取

組みを支援していくための、新たな仕組みが構築されつつあり、やる気と意欲のある自治体のみが生き残っていくことができる、自治体間競争の時代になってきました。

本市では、こうした制度に呼応し、「構造改革特区」や「地域再生」への提案を行うなど、積極的な取組みを進めてきましたが、この流れを千載一遇のチャンスとして捉えて、自らの意思と発想による様々な提案や提言を展開することにより、地方から国へと新たな改革の流れを創りだしていくことが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①地方提案型事業等への提案数	3件	3件	3件
②国・県への意見提出数(年度)	25件	30件	35件

※指標① 5年度分の累計

指標② 県知事要望、市長会への議案提案、議会意見書の数

施策展開の方向

地方主権の確立と国・県との連携

- ◇地方主権の確立
- ◇国や県との連携強化

(1) 地方主権の確立

新たな分権改革への議論が進む中、住民に最も身近な自治体として、真に地方のための改革となるよう、市民の利益や地方主権の伸張の観点から、県市長会や全国市長会との連携のもと、道州制や地方分権に関する調査・研究を進め、国への積極的な提案を行います。

また、地方自治を推進するための様々な課題について、調査・研究を進め、自ら考え自ら行動する真の地方主権のまちづくりを進めます。

(2) 国や県との連携強化

「地域再生」や「頑張る地方応援プログラム」など、地方提案型の制度を活用することにより、地域の特色や独創性にあふれる独自のまちづくりを推進します。

また、事業の推進にあたっては、関係市町はもとより、国や県との連携により、財源確保に努めるとともに、より事業効果の高い取組みを進めます。

主要な施策・事業例

	前期					後期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
国・県及び関係団体との連携による施策展開							企画情報課 関係各課
地方提案型制度への提案や国のモデル事業等の活用							企画情報課 関係各課
道州制の対応に関する調査研究							企画情報課 財政課
国・県からの各種権限の移譲							財政課



重点目標2 自立と連携の自治体を目指して

個別目標2 関係自治体との連携

基本方針

市域を越えた行政需要や課題に対応するため、関係自治体との連携のもと、広域的な共同処理を推進することにより事務処理の効率化を図るとともに、周南圏域を中心として、構成市町の特色を活かした広域行政を展開することにより、圏域の均衡ある発展に努めます。

10年後のまちの姿

- 広域的サービスなどが展開され、住民サービスが向上しています。
- 広域的な市民活動や企業活動などが展開され、圏域全体が活性化しています。

現状と課題

本市では、消防、ごみ処理、汚水処理、広域水道等の広域的な事務を共同で取り組むとともに、周南地区広域市町村圏振興整備協議会において、住民票の相互交付やイベントを通じた地域活性化対策の展開など、関係市町との連携による広域行政を展開してきました。

こうした中、生活圏の広域化や地方分権時代に対応するための行政体制や財政基盤の強化を図るため、全国的な市町村合併が進み、周南地域においても新光市や周南市が誕生するなど、自治体

の枠組みの再編が行われ、周南圏域の構成は4市4町から3市1町へと大きく変化しています。

今後も、広域的な対応を要する課題や住民の様々な要請に応えるとともに、効率的な事務処理を推進していくためには、周辺市町との多様な連携を図りながら、その解決に努めるなど、それぞれの地域の特性に応じた役割分担のもと、広域行政の推進による個性豊かな地域社会を構築することが必要です。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①広域的な連携による事業への参加者数（年度）	4,477人	5,000人	6,000人

※指標① 周南地区における広域的な交流イベント等への参加者数

施策展開の方向

関係自治体との連携

- ◇共同処理事務の推進
- ◇広域行政の推進

(1) 共同処理事務の推進

消防、ごみ処理、汚水処理、広域水道等、関係市町との連携のもと、相互の役割分担を行いながら、広域的な行政課題に対応できる体制を強化し、共同処理事務の効果的な展開を図ります。

(2) 広域行政の推進

市民の日常生活圏の拡大とニーズの多様化に対応した高度な行政サービスを提供していくため、周南圏域を中心として、それぞれの地域の特性を活かしながら、近隣自治体との連携と協力による広域行政を展開することにより、住民サービスの一層の向上と効率化を推進します。

また、住民相互や企業・団体間の交流を促進することにより、魅力と活力にあふれた周南圏域の均衡ある発展と圏域全体の活性化に努めます。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
共同処理事務の推進							関係各課
周南圏域を中心とした広域事業の推進							企画情報課 関係各課
広域的な施設の相互利用の推進							関係各課
市民や団体相互の広域交流の促進							企画情報課 関係各課

重点目標3 持続可能な行財政運営を目指して

個別目標1 行政改革の推進

基本方針

行政改革大綱に基づき、効果的・効率的な行政サービスを継続して提供するため、高度で柔軟な組織機構の確立や職員の資質の向上を図るとともに、行政評価システムの導入や民間能力の活用等により、総合的な行政改革を推進します。

10年後のまちの姿

- 専門性や総合力の高い職員と柔軟な組織が構築され、あらゆる課題やニーズに的確に対応しています。
- 職員一人ひとりが、成果やコスト意識を持って事業を展開しています。

現状と課題

人口減少社会の到来、少子高齢化の進行、情報通信技術の発達等、社会経済情勢が大きく変化していく中で、市民の行政への要望は複雑化・多様化しており、今後の都市経営には、様々な行政需要に対して、柔軟に、しかも、適切かつ迅速に対応できる行政基盤の確立が求められています。

本市では、合併協議において、全ての事務事業の見直しを進めるなど、これまで徹底した行政改革を進めてきましたが、今後一層の行政改革と職員の意識改革を進めながら、新しい時代に相応しい行政機構の確立と職員の政策形成能力の向

上を進めていく必要があります。

特に、市民のニーズや行政課題が複雑化・多様化する中で、限られた資源を最大限に活用し、質の高い行政サービスを提供していくためには、個々の施策や事業の成果を常に検証し、次の改革・改善へとつなげていくための新たな仕組みを構築する必要があります。

また、分権型社会への転換が進み、行政のスリム化が求められる中で、これまで公共が提供してきたサービスを民間との役割分担により、一層のサービスの向上と経費の節減を進めていく必要があります。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①行政改革大綱実施計画の実施率（目標21年度）	54.9%	100%	—
②定員適正化計画による定員数 (H17.4.1：目標22年度)	440人	396人	—
③「市民サービスの充実」に関する満足度	—	向上	向上

※指標① 実施率：（実施済＋実施中の項目数）／計画の項目数×100 指標③ 市民アンケート調査（今後実施）

施策展開の方向

行政改革の推進

- ◇意欲あふれる柔軟な人づくりと組織の構築
- ◇定員適正化の推進と民間能力の活用
- ◇行政を評価する仕組みの構築
- ◇公共施設の再編と市有財産の有効活用の推進

(1) 意欲あふれる柔軟な人づくりと組織の構築

地方分権時代に求められる職員の資質向上を図るため、人材育成基本計画に基づき、専門性の高い職員の育成や政策形成能力、法務能力の向上に加えて、総合行政を担うことができる柔軟性にあふれた職員の育成を進めるとともに、人事評価制度の導入などにより、職員の資質や能力の向上と意識改革を進めます。

また、新たな行政課題や市民ニーズに対応できるよう簡素で効率的な行政組織の確立を進めるとともに、従来の縦割り型行政から連携・協力型の行政が推進できる柔軟で総合的な組織運営を進めます。

(2) 定員適正化の推進と民間能力の活用

定員適正化計画に基づき、事務事業の見直しや組織の合理化等による職員の適正配置に努めるとともに、外部委託等の推進、ICTの活用などにより、計画的な定員管理の適正化に努めます。

また、行政が直接実施するよりも効果的・効率的に展開可能な専門的業務や定型的業務については、行政サービスや行政責任の確保等に十分留意して、民間への委託を進めます。

さらに、市民サービスの向上と経費の節減を図るため、公共施設の管理への指定管理者制度の

導入を促進するとともに、施設整備へのPFI等による事業の可能性等について検討を進めます。

(3) 行政を評価する仕組みの構築

限られた経営資源を最大限に活用し、成果を重視した市民満足度の高い市政運営を進めるため、達成目標を設定したPDCAサイクルに基づく、施策や事業の成果を客観的に評価する行政評価システムを構築します。

また、総合計画の進捗管理と達成状況を明らかにするため、ひかり未来指標やまちづくりの指標を設定し、評価と検証を進めることにより、市民との目標の共有と成果指向型のまちづくりを推進します。

(4) 公共施設の再編と市有財産の有効活用の推進

市民ニーズや費用対効果など、現有施設の実情を踏まえながら、施設の有効活用や再編を含めた検討を行い、公共施設の適正な配置に努めるとともに、新たな施設整備にあたっては、周辺施設や類似施設をできる限り集約する形で量から質への向上に努めます。

また、土地や建物などの市有財産の使用実態や利用可能性を調査・把握し、遊休財産の計画的な処分や貸付を進めます。

主要な施策・事業例

	前期					後期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
人材育成基本計画の推進							人事課
人事評価システムの構築	調査研究	試行		実施			人事課
定員適正化計画の推進					改定		人事課
指定管理者制度の導入促進							財政課 関係各課
行政評価システムの構築	試行	実施					財政課
市有財産の利用実態調査と遊休財産の処分・有効活用の推進	調査・方針決定			処分・有効活用			財政課

重点目標3 持続可能な行財政運営を目指して

個別目標2 財政運営の健全化

基本方針

将来にわたって持続可能な財政基盤を確立し、地方分権社会に対応した行財政運営を図るため、財政健全化計画を踏まえ、各種施策や制度の抜本的な見直しなどによる歳出改革に取り組むとともに、中期的な視点からの施策の厳選や重点化、計画的な事業展開に努め、財政運営の健全性を確保します。

10年後のまちの姿

- 財政の健全化が進み、ゆとりある安定した財政運営が行われています。
- 予算や決算の内容や施策の実施状況などが市民に分かりやすく公表されています。

現状と課題

本市では、これまで行政改革大綱や財政健全化計画に基づき、健全な行財政運営に努めてきましたが、市内企業を中心とした業績の改善により一時的な税収増加が期待できるものの、三位一体の改革に伴う国庫支出金や地方交付税の削減などにより歳入が伸び悩む一方で、人件費や扶助費、公債費といった義務的経費の増大をはじめ、特別会計・公営企業会計などへの繰出金や、公共施設の維持管理に要する経費などが増大し、財政構造の硬直化が進んでいます。

とりわけ、平成18年度から新たな財政指標として導入された実質公債費比率は、22.4%（確定値、平成15～17年度3ヶ年平均）という結果となり、特

別会計や公営企業会計、一部事務組合などを含めた市債依存度の高さが指摘されています。

また、平成18年度の地方債制度改革にとどまらず、今後、地方交付税制度の改革や新しい地方財政再生制度の導入、さらには、特別会計・公営企業会計・第3セクターなども含む連結決算を前提とした新地方公会計制度の導入も予定されています。

今後とも、財源確保が不透明な中で、公債費の増大をはじめ、少子高齢社会への対応、団塊世代の大量退職に伴う人件費など多額の財政需要が見込まれることから、財政構造の健全化に向けた対策が急務となっています。

まちづくりの指標

まちづくりの指標	近況値 (平成17年)	前期目標 (平成23年)	参考値 (平成28年)
①経常収支比率	91.6%	90%未満	—
②市税収納率	95.9%	96.5%	97.0%
③実質公債費比率	22.4%	18%未満	—
④財政調整基金の額	18.9億円	15億円以上	—
⑤減債基金の額	0.6億円	20億円	—

※平成17年度決算数値（③は平成15～17年度3ヶ年平均）

施策展開の方向

財政運営の健全化

- ◇財政運営の効率化の推進
- ◇安定的な財源の確保

(1) 財政運営の効率化の推進

将来の財政負担を考慮しながら、総合計画及び財政健全化計画に基づき、計画的な事業実施を推進するとともに、重要度や緊急度の高い事業の重点化や市民生活に密着した社会資本の整備に努めます。

また、経常経費の削減や補助金等の適正化を推進するとともに、行政評価システムによる事業の実施効果等を見極めながら、最小の経費で最大の効果が図れるよう事務事業の見直しを進めます。

さらに、公共工事のコスト縮減や入札の適正化を推進するとともに、予算の枠配分方式や予算執

行のインセンティブ方式の推進等により、経常的経費の節減と職員のコスト意識の向上に努めます。

(2) 安定的な財源の確保

住民負担の公平性の観点から、課税客体の適正な把握と収納率の向上を進めるとともに、使用料・手数料等の受益者負担の適正化に努めます。

また、年度間の財源の均衡や安定的財政運営を行うため、財政調整基金や減債基金の充実を図るとともに、果実運用型基金の再編と弾力的活用を推進します。

主要な施策・事業例

	前 期					後 期	担 当
	19	20	21	22	23	24-28	
公会計制度への対応と財務会計システムの見直し	検討	→	導入			→	財政課
行政評価を踏まえた予算配分の実施	検討	→	実施			→	財政課
税や使用料など、総合的な収納率向上対策の推進						→	税務課 関係各課

◆市民協働まちづくり事業◆

本市には、先人から受け継いだ豊かな自然や歴史、そして何よりも故郷を愛する多くの人々が暮らしています。こうした光市にしかない有位性を活かしたまちづくりを推進していくためには、「共創と協働で育む まちづくり」の基本理念に基づき、市民と行政とがともに知恵を出し、汗を流して、まちづくりの課題に立ち向かい、個性あふれる地域づくりを進めていく必要があります。

このため、市民の代表者 45 名で組織する「光市まちづくり市民協議会」と若手職員 17 名で組織する「光市総合計画策定プロポーザルチーム」による『協働ワークショップ』では、市民が自ら行動することのできる事業として、5 つの「市民協働まちづくり事業」について、延べ 15 回に亘って協議・検討を進めてきました。

これらの事業については、現状では実施が困難なものや事業実施に関して意見が分かれたものもあることから、協働ワークショップでは、特に実施すべき事業として、「里親制度」と「協働事業提案制度」の 2 つの事業が提案されました。

こうした提案を受けて、本市では、この 2 つの事業について、前期基本計画への位置づけを行い、具体的な事業化に向けて取り組んでいくことにしています。





【里親制度】

里親制度（アダプト・プログラム）とは、道路、公園、河川などの公共施設等について、地域コミュニティやNPO、企業、学校などが、里親となり、定期的に清掃や美化活動を行うものです。

行政は、里親の看板を設置したり、ごみ袋等の支給やボランティア保険への加入などのサポートを行います。

【協働事業提案制度】

協働事業提案制度とは、地域の多様な課題について、市民の発想を活かした提案を募集し、提案団体が「公共サービス」の担い手となり、「協働」によるきめ細かな質の高いサービスを提供していこうとするものです。

事業の選考にあたっては、公開プレゼンテーションと審査を行い、採用された提案に対して行政が支援を行うものです。

※その他に検討された事業は、「地域助け合い制度」、「観光応援団制度」及び「市民活動ポイント制度」の3つです。